

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟(上半期)	3,000 円		7
3/31	日本会議 令和5年度年会費	10,000 円		8
3/31	愛媛県防衛協会 令和5年度年会費	10,000 円		9
5/21	中国・四国・九州生涯教育実践研究交流会	29,340 円		10
3/31	平成市議の会 令和5年度年会費	3,000 円		11
7/8	平成市議の会 第47回研修会費	3,270 円		12
3/31	愛媛県拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		13
10/26	全国市議会議長会研究フォーラム	60,245 円		14
11/29	平成市議の会 第48回研修会費	3,000 円		15
3/31	松山市議会観光振興議員連盟(下半期)	3,000 円		16
2/11	アメニティフォーラム参加費	84,815 円		17
3/31	愛媛県防衛議員連盟 令和5年度年会費	1,500 円		18
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		212,370 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 5 年 4 月 19 日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 会費(上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 5 年 4 月 19 日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書		令和 5 年 4 月 19 日
角 田 敏 郎 様		
下記の金額を領収いたしました。		
金額 3,000円 也		
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として		
松山市議会観光振興議員連盟		
会 長 渡部 克彦		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6年 3月31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	日本会議 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 4月25日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込受領書
(コンビニエンスストア等々払用)

振込人氏名
角田 敏郎 様

お客様番号
No. [REDACTED]

お支払金額
10000円

内訳書別
受取人 郵便振替代行センター

日本会議係

発行印
31785
23.4.25
角田 敏郎

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

日本会議

【目 的】

ますます深刻化する我が国の危機的状況を打開し、新世紀に生きる国家・国民の将来を展望する、新たな国づくり、人づくりをめざした広汎な国民運動の形成のためにいっそう国政や国民思潮を動かすに足る組織力を強化し、国家基本問題に果敢に取り組む時局対応能力を向上させ、さらに我が国の良き伝統・文化を次代を担う青少年に伝える啓蒙運動を強化することを目的とする。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6年 3月31日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛協会 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 5月19日	

☆スペースが足りない場合は、

振込金受取書

取組日	5年 5月 19日		
金 額	¥ 10000		
お振込先	普 普 普		
お受取人	おなまえ	愛媛県防衛協会 089-941-9179	
ご依頼人	おなまえ	角 田 敏 郎 様	
手数料 (消費税を含む)			

上記の金額を正に受け取りました。5

(取扱店)

(取扱店→ご依頼人)

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

入した場合は
なります。

全国防衛協会連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

(目的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
- (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
- (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

(会費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入会)

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理

くない行為があったときは、任期途中であっても総会の決議により解任することができる。

2 評議員の解任は、推薦した協会の会長の意見により会長が行う。

(役員の報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬については、理事会において定める。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

第5章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会・評議員会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

4 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

ただし、評議員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 評議員会は、この規約で別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が付議した事項

3 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会または評議員会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 総会または評議員会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

4 常任理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(召集)

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑則

(委任)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5 年 5 月 2 1 日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	コミュニティスクール等に係る調査研究のため中国・四国・九州生涯教育実践研究交流会へ参加		
上記活動に 要した金額	交 通 費	27,040 円	100 %
	宿 泊 費	300 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	円	%
・	そ の 他	2,000 円	100 %
按 分 率	合 計	29,340 円	100 %
特 記 事 項	交通費；三津港-柳井港往復フェリー代 23,400 円+高速道路通行料(下関-玖珂) 3,640 円、その他；大会参加費 2,000 円、交流会参加費 4,000 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5 年 5 月 2 1 日	

領 収 書

令和5年 5月21日

様

¥ 2,300 -

料金内訳			備考欄
大会参加費	20日・両日参加	2,000円	✓
	21日のみ	1,000円	
情報交換会	19日	3,000円	
大会交流会	20日	4,000円	
宿泊	19日	300円	✓
	20日	(泊数問わず一律)	
食事	20日	朝食 600円	
	20日	昼食 800円	
	21日	朝食 600円	
	21日	昼食 800円	

上記金額正に領収いたしました。

中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会第40回大会実行委員会

【上陸券】(乗船証明書) Y0520MA6135

三津浜 → 柳井 行き

発売日	2023/05/20	同乗おとな	※人
有効期限	2023/05/20	同乗子ども	※人
区分	往路	同乗乳幼児	※人
券種	現金	普通自動車	5 m未満
発券場所	三津浜A	※20.0%引	
領収金額	深夜 10,400 円	運賃	10,400 円
		防予フェリー株式会社 柳井市柳井1-3-4番地 TEL.0820-22-6311	

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 玖 珂

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

23年 5月21日18時55分

車種 普通

通行料金 ¥3,640-
(現金)

—入口料金所— 下関

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号203-01561659-00

【上陸券】(乗船証明書) Y0521YA9802

柳井 → 三津浜 行き

発売日	2023/05/21	同乗おとな	※人
有効期限	2023/05/21	同乗子ども	※人
区分	往路	同乗乳幼児	※人
券種	現金	普通自動車	5 m未満
発券場所	柳井A		
領収金額	昼間 13,000 円	運賃	13,000 円
		防予フェリー株式会社 柳井市柳井1-3-4番地 TEL.0820-22-6311	

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 5年 5月 21日
支 払 金 額	2,300 6,000 円
支 払 先	中国・四国・九州地区実践研究交流会 第40回実行委員会
使 途 内 容	大会参加費 2,000 円、宿泊費 300 円 大会交流費 4,000 円
領収書を添付 できない理由	領収書の体裁が整っていないため

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎



整理番号	10
日 程	令和 5年 5月20日(土) ～ 令和 5年 5月21日(日)
目 的	松山市は消極的であるが、コミュニティスクールの制度は、発足から10年以上が経過し、全国の教育委員会が加速度的に採用を始めた。各地の実践を調査研究し、松山のCS制度づくりに反映させる。
訪問先	福岡県立社会教育総合センター
概 要 所 見	コロナ禍休止されていた中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会が2年ぶりに23都道府県から414名が参加し開催された。 【実践発表】 1. 地域でつながる未来への子育て支援（福岡県香春町） ～子育てサロン ちくちくワンダーランドの活動を通して～ ●ネットの子育て情報…多すぎて何が正しいのか、わからない ●親もおんぶしたこと、されたことがない  ●保育の課題 ①実践力、②こどもの交流、③子育ての社会環境について興味関心の低さ、④職業観 ◎ちくちくワンダーランド ●高校生と親子の交流、親子の居場所作り、親育ち ●官学協働（協定締結）…行政マンは異動がある

●人材（保育士）育成…保育士の夢を身近に感じる

※一人の命を預かり、成長に関わる～職業観が変わる

2. カタろうよ！コミュニティスクール 地域学校協働活動（熊本市）

●地域、未来が見えにくい時代

●学校運営協働協議会…熟議、多くの人の意見を反映

10人が100回よりも100人が10回を目指す

●全国で加速度的に増加

●これからの学校づくり、これからの地域づくり

●氷川町「CSの日」15,000人が参加

- ・中学生による小学生への提案～卒業した子供が帰ってくる喜び
- ・中学生も地域の一員～役割と責任を持たせる～達成感、充実感
- ・防災訓練～地域の人には中学生のたくましさを見る

●天草中

- ・子どもたちの夢を実現しよう…子どもたちのプレゼン
～イルミネーションツリー～
- ・教育の具現化と地域の思いの摺り合せ
- ・先生方の負担感～まずやってみる、管理職が熱意を持って

3. 学校と地域をつなぐ地域教育プロデューサーの役割と活用
（愛媛県西予市野村町）

●地域教育協力隊

- ・教員は転勤⇄
地域が継続的に

●3つの壁

- ①見知らぬ土地
- ②コロナ
- ③新しい役職



●高校生まちづくり団体＝Nジョチャレ伴走

- ・高校生によるまちづくりサミット
- ・中学生がつくる地域グルメマップ

4. 学童保育における「保教育」プログラム成果と課題

～井関元気塾のその後～ （井関にこにこクラブ/山口市）

- 昔、あたりまえにあった。できないことをできるようにする。
- 地域の力を借りながら子どもたちの放課後の学びを遊びに変える
- 発表の時間をつくると子どもは伸びる
- 上手な子どもが先生になる
- 子ども同士の支え合い

◎大きな石は取ってもいいが、小さな石は放っておけ！

- ・子どもは寄りかかることを覚えたら自立からは遠ざかる
- ・次への挑戦、意欲が湧く仕掛け

- 学校のトラブルはその日のうちに解決する
- 5. 地域の学びを豊かにし、地域と学校をつなぐ（島根県益田市）
～益田市発 社会教育コーディネーターの挑戦～
- 人とつながりながら学び続けることに喜びを感じる人を育てたい
- コーディネーターのポイント
 - ①個人事業主、公民館がカウンターパートナー
 - ②教員免許を持っている＝信頼感
 - ③職員室に席がある・・・子どもや保護者の本音が聴ける
 - ④やらないといけないことがない
- 子どもが主体的に地域に出る＝地域の活動に参画する
- 子どもを中心に活動をつくる（生み出す）→大人の輪が広がる
- ヨソモノが入るよさ、刺激
 - ⇒葛藤はあるが、カウンターパートナーが相談にのってくれる
- 6. 生涯学習発信基地 野老山おとな学校（高知県越知町）
- 大人と子どもが同居する学校
- 大人の背中を見て育つ⇒見たことがない→大人も子どもも変わる
- 笑顔は宝物＝地域の助け合いは日常のコミュニケーションから
- お金がなくてもできることをやろう
- 7. 子どもの居場所と若者自立支援～おせっかいなおばさん奮闘記～
（沖縄県宜野湾市普天間）
- 困難を抱えたお母さんが多い（1/3 人はシングル）
- 子どもが大きくなってくると問題も大きくなる
- 生活の基礎を提供
- 小さな子どもがいると就職が難しい（10 代の母親）
- 問題は 17 時以降に起こる～役所は 17 時に閉まる
- 学校は心の病院にはなれない
- 沖縄には男の子のシェルターがない

【交流会】



体育館狭しと集まった全国の社会教育関係者（行政職、大学教員、実践者たち）が、情報交換、名刺交換などで交流を深めた。

【特別企画 第1部】教育こそ先に動かなければならない



- コロナで2回休んだ→人は仲間に会いたがる
…共感（自分の活動をわかってくれる、人の活動を聴いて実践し、レベルアップして帰ってくる）
- 社会教育の実践データがセンターに集まってくる＝行政の成果
- 学会＝理論（理念）優先～車の両輪？
- 就学前の子どもたち・学校外の子どもたちの課題
＝これからの社会教育のテーマ（課題として取り組むべきもの）
- 実践者の熱は消えていない、ますます燃え上っている
- 社会教育ではない分野・団体が入ってきた
＝人づくり、まちづくりを目標とするところが増えてきた
- 学びのテーマは生活のあらゆる場面にある
- 見たい、聴きたい、つながりたい
- 実践が命～質の高い実践

【特別企画 第1部】生涯教育実践交流会 40年を振り返って

第40回大会特別企画第2部

10:20～11:30

「生涯教育実践研究交流会 40年を振り返って」

登壇者： 島取県 平野 靖博 島根県 原田 尚
 広島県 吉岡 康行 岡山県 東川 繪葉
 山口県 赤田 博夫 高知県 濱崎 博志
 愛媛県 中尾 治司 佐賀県 関 弘昭
 長崎県 武次 寛 熊本県 三角 幸三
 大分県 岡田 正彦 宮崎県 竹内 一久
 鹿児島県 納木 孝夫 沖縄県 大城 喜江子
 聞き手：九州女子大学 大島 まな

- この形が続くことを願っている（宮崎県諸塚村教育委員会）
- 夢が広がる、夢を語れる場所（山口県人づくり財団）
- 生涯教育はライフワーク、地元へのお土産

がたくさんできた

- フォーラムは出会いと自信をもらう場所
- 社会教育不要論、そんなことはない
- 日帰り・移動フォーラム、Online フォーラムなども今後ありかな？

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6 年 3 月 3 1 日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	平成市議の会 年会費		
金 額	3, 0 0 0 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5 年 7 月 7 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 角田 敏郎 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 大野立志 松山市南吉田町1154-18 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ① 平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ② 新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③ 退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。
なお本会には顧問を置くことができる。

- 2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。
- 4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。
- 5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、
第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定することとし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(常任幹事会)

常任幹事は、必要に応じ会長がこれを召集し開催するものとする。

2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び
その他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、
議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。

3 9 月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

第9条(会計)

この会の会計年度は、4 月 1 日～3 月 3 1 日とする。

第10条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第11条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第12条(変更)

この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

平成 年 月 日 制定
平成 17 年 11 月 7 日一部改正
平成 30 年 5 月 10 日一部改正
令和 2 年 5 月 18 日一部改正

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 5年 7月 8日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	平成市議の会 研修会費		
金 額	3, 2 7 0 円	按分率	100 %
特 記 事 項	7/7 研修会費 3,000 円 7/8 道後温泉視察の又新殿観覧料 270 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 7月 8日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領収書

角田 敏郎 様

★ ¥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 第47回研修会費として

2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 大野 直志

松山市南吉田町1154-19 事務局

道後温泉本館 又新殿

愛媛県松山市道後湯之町5-6
TEL:089-921-5141

2023年7月8日 09:44
No.00003103
受付時間:09:44
担当者:道後温泉事務所

POS:001

大人 又新殿観覧料 現	1	¥270内
小計		¥270内
点数		1

合計 ¥270

内消費税 ¥24

税率 10% (内消費税 ¥24)

お預り ¥320

現金 ¥320

おつり ¥50

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付
購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

平成市議の会 第47回研修会 報告書

整理番号	12
日 程	令和 5年 7月 7日(土) ～ 令和 5年 7月 8日(日)
目 的	議会改革についての研修
概 要 所 見	【基調講演】議会改革について 北川正恭 早稲田大学名誉教授（元三重県知事）  ●目的達成型の知事＝自己決定し、自己責任、自立型で政策を実現 ●心の底から＝説得ではなく納得→徹底した話合い ●ダイアログ⇔ディベート ●結論は急がなくてよい～お互いが良い状態へと導く ●文化転換～議会・執行部ともに本気で変わる ●地域を変える基盤は議会にある＝対等で協力し合う関係 ●少数意見の留保には不向きなシステム ●多数決＝最悪の意思決定方法 ●地方から国政を変える、地方は議会から変える ●市長への要望× 市長への提言○ ●ルールオリエンテッド⇔ミッションオリエンテッド ●議会は創造的な役割 ●マニフェスト大賞 北上市報酬5万円 up、 議会報告会 45回/年 ●主権者教育をまともにや っていない＝自分たちのこ とは自分たちでやっていく ●執行権優先の現状を変えないとダメ 【実践発表】 西条市 議会事務局の残業減 政策提言 194件（実施済み102件、検討中35件） ※11項目は総合政策へ反映 【視察】 道後温泉第2分湯場、游神殿、本館改修工事、飛鳥の湯、足湯など 分湯場の職員さんの熱意に参加者一同心を打たれました。 以上

令和5年度 愛媛平成市議の会 総会
第47回 研修会 松山市



様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 ⁶ 5 年 ³ 9 月 ³¹ 12 日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議員会費（北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会）		
金 額	1, 2 0 0 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5 年 9 月 1 2 日	

領 収 書

金 1, 2 0 0 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
角 田 敏 郎 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5年 10月 ²⁶ 25 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	議会改革等に係る調査研究のため全国市議会議長会研究フォーラムへ参加		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	6,140 ^{7,460}	円 100 %
	宿 泊 費		円 %
	バック代金	43,400	円 100 %
	そ の 他	9,385	円 100 %
	合 計	59,725 ^{60,245}	円 100 %
特 記 事 項	その他；参加費 9,000+振込手数料 385 交通費；福岡空港-博多駅@260×2=520、博多-小倉@2,160×2=4,320、博多駅-小倉駅@1,310×2=2,620		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5年 10月 25日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 書

領収年月日 **2023.10.25**

金額 **¥2,160** (消費税等込み) (税10%)

購入内容 **JR乗車券類**

発行所 **九州旅客鉄道株式会社**

発行番号 **72573**

領 収 書

Receipt
領収年月日 **2023.10.25** 登録番号 **T6290001012621** 税10%

金額 **¥2,160**

上記金額欄かに領収いたしました

購入商品 **JR乗車券類**

(50404 1枚)
九州旅客鉄道株式会社
博多MV50-4発行 60405-02

印紙税申告納
付につき博多
税務署承認済

ご利用控

お取引内容 振込	口座番号 60 032	ご利用年月日 20231020
取扱店番号 814	銀行番号 カド銀行	口座番号 カド銀行
万円券 0	五千円券 0	二千円券 0
千円券 0	お取引金額 ¥9,000	
テスクリヨウ ¥385		お取引後残高 *****
(01409) ご依頼人385 カクタ トリロウ		
お振込先 普通		
お受取人カ) JTB		

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

印紙税申告納

伊予銀行

付につき松山

税務署承認済

領 収 証

No. 120319

令和 5 年 9 月 8 日

角田 敏郎 様

金 額	¥	4	3	4	0	0
-----	---	---	---	---	---	---

但し 旅行代金として

上記金額正に領収致しました

現金・小切手
振込・カード
その他

収入
印紙

代表取締役 **光 匠 秀 之**

株式会社 **日本交通社**

本社 松山市勝山町1丁目18-10 (日本交通社ビル)
TEL (089) 946-8911 FAX 941-6211
大洲 大洲市菅田町手津甲1922
TEL・FAX (0893) 27-0656

取扱者印

(様式8)

14

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和 5年10月25日
支払金額	3,140 円
支払先	福岡市交通局 九州旅客鉄道株式会社
使途内容	福岡空港-博多駅@260×2=520 博多駅-小倉駅@1,310×2=2,620
領収書を添付 できない理由	Suica 利用

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州

令和5年10月20日

角田 敏郎 様

参加費領収書

東京都千代田区平河町2-4-2

第18回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 坊 恭 寿 関

金 9,000 円 (消費税対象外)

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州の参加費として

令和5年10月25日・26日開催 (北九州市)

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎



整理番号	14
日 程	令和 5年10月25日(水) ～ 令和 5年10月26日(木)
目 的	地方議会の課題についての研修
訪問先	全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州 (西日本展示場 新館/小倉)
概 要 所 見	全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州  【基調講演】躍動的でワクワクする市議会に 片山 善博 大正大学教授兼地域構想研究所長 ●自治体 DX…デジタル化に止まっている→仕事のやり方を変える ●地方自治法では議会が主(96条)…決めたことを執行するのが市長部局の役割～最高決定機関の役割が薄れてきている、無投票 ●議会改革＝議会のやり方やルール(風土)を変えていく ●地方議会の現状と議会改革の検証 ①議場での真剣な議論ができていないか ②税の議論がほとんどない、 ③住民の声が聴かれない(発言の機会がない) ⇔ 欧米の議会 ●日本の議会に欠けていること ①議案…提出されたら無傷で通ってしまう＝公開の場で冷静な議論～膨張に来てくれるはずがない＝八百長

②固定資産税（標準 1.4%）変えてもよい～5 年間 1.5%にして
学校をつくる、思考停止、納税者の同意＝議会の同意

③委員会が議案を出すことができる＝住民の声の反映

●議会の権限を活用して積極的に取り組むべきこと

①議案の裏をとる（執行側は上手に本質をぼかす）

②住民の声を直接聞く機会をつくる…公聴会

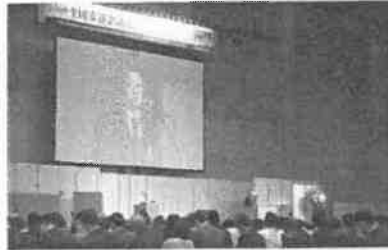
③議会主体のアンケート

④教育にもっと関心を持て！…教育委員はしゃんとしているか

議会は選任同意の責任がある

●鳥取県は男女共同参画ダントツトップ～議員立法

●男性の育児休暇取得率トップ
～40 代の商工労働部長の体験談を議会で報告



【パネルディスカッション】統一地方選挙の検証と地方議会の課題

日本経済新聞編集委員 谷隆徳

●自民 道府県議選で過半数維持、維新 議席倍増、立民 低迷

●投票率 過去最低、女性議員 過去最高、無投票・定数割れ

西南学院大学 勢一智子

●住民自治の危機

●地方社会の「鏡」としての地方議会

●第 33 次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」

①女性や 60 歳未満の議員の割合が低い…議員の多様化

②勤労者の議会参画…夜間・休日等の議会開催

③DX を活用した情報発信

④住民が議会に参画する機会の充実…住民と政策を考える場

●議会の位置づけ等の明確化…議会基本条例のアップデート等

●人口減少社会で重要な議会…地域の将来像をどう描くか

※主権者教育…今すぐ始めても成果は 20 年後

Stand by Women 代表 濱田真里

●ハラスメントの現状…立候補前に受けたことがある 61.8%
議員活動・選挙活動中 42.3%（女性 57.6%）

●内容…①性的・暴言等、②性別侮辱等、③嫌がらせ、④身体的

●場面…街頭演説、電話、住所公開、ストーカー行為、SNS 等

●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正

●ハラスメントに関する条例制定（33 条例/R5.9 現在）

●女性議員のハラスメント相談センター

●相談体制とルール作りが重要

北九州市議会議長 田仲常郎

●カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～

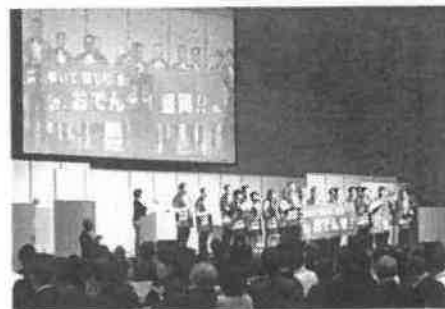
市課題をテーマに議員と市民の意見交換会→ライブ配信

- ドリームサミット（中学生市議会）・・・給食の残食減を話合う
- 平和のまちのスタディーツアー（市議会棟視察）
- 議員立法（商店街の活性化に関する条例、中小企業振興条例、子ども読書活動推進条例、官民データ活用推進条例、子どもを虐待から守る条例を制定、子ども基本条例検討中）

【課題討議】議員のなり手不足問題への取組報告

江藤俊昭 大正大学社会共生学部公共政策学科

- 地方議会を見る視点・・・議会の劣化だけでなく、政治の台頭を（後者を活用し、前者を克服する視点を！）
 - なり手不足の要因→民主主義の機能不全
 - ①政策論争の欠如、②有権者意識の危機、③議会の危機
 - 民主主義の学校＝自治体の政治
 - なり手不足の要因・・・議会・議員に関わる要因、政治構造の変化
 - 議会・議員に関わる要因
 - ①魅力の減退→住民と歩む議会、住民福祉の向上に貢献する議会
 - ②条件の悪さ→議員報酬、事務局の充実
 - ③地域力の減退→議会による地域活性化
 - ④法制度の拘束→現場からの法改正提案
 - 議会の劣化を進める構造的変化
 - ①市町村合併による議員数の激減→議会報告会、政策サポーター
 - ②政治的無関心層の増加→主権者教育、住民・議員・首長と討議
 - ③地方分権改革による議会権限の拡大→議会・議員活動の明確化（ミッション、ビジョン明確化）、条件整備
 - 人口減少・高齢化→移住促進、移動投票所や期日前投票を増
 - 地方議会の女性議員増加を阻む課題と方向性
 - ①政治は男のものという意識、②議員活動と家庭生活の両立環境整備、経済的負担
 - 地方議会の責務
 - ①環境整備、人材育成、セクハラ・マタハラ防止
- ※フォーラムとしての議会の創造
- 定数削減のもたらす負の連鎖



【次期開催地挨拶 盛岡市】

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 5年11月29日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	平成市議の会 第48回研修会費 ゆりあん(西予市)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	研修会費 3,000 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 11月29日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領収書 角田 敏郎 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第48回研修会費として 2023年11月29日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 山内孝三 西条市樋之口238-5 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

平成市議の会 第48回研修会 報告書

整理番号	15
日程	令和 5年11月29日(水)
目的	DXの取組みについての研修
概要 所見	【基調講演】 自治体DXの最新の動向と更なる推進に向けた国の取組 森田賢 総務省自治行政局地域DX推進室 課長補佐  ●「こうなりたい」という意思・目的の共有が大切 ●利用者視点 ●職員が減る＝業務を見直す→省力化は必然 ●一度入力すればOK＝ワンス・オンリー ●アナログ→デジタル①→デジタル②→DX ●(窓口) フロントヤード改革←自治体のコンセプトチェンジ ●マイナンバーカード(MNC)の活用 ●リモート窓口…接点の多様化・充実化 ●転入時の手続きをワンストップで ×ダブルトラック…紙・データ～よけいに手間→データで完結 ●プロセスの時間データから無駄を検出する→人的な余力を相談へ ●北見市・北九州市…MNCを活用した「書かない窓口」 ●バックヤード改革＝情報システムの標準化・共通化(R7末予定) ●デジタル人材…24.7%の自治体がノーハウがない 育成方針；〇〇年度末までに〇〇な人材を〇〇人育てる 滋賀県 各課にデジタル人材を確保 【実践発表】 今治市 ・みらいまばりDXプラン ＝人に寄り添う日本一アナログなDX ・地域情報発信アプリ MEQQE(めっけ) ・てのひら市役所 ・キャッシュレス決済分析情報…オープンデータ (課題)・年齢や地域の情報格差 ・中小事業者 ・スキル 

以上

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6年 3月31日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 会費(下半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和 5年 12月 5日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和5年 12月 5日

角 田 敏 郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6 年 2 月 1 1 日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
用 務	障害者福祉に係る制度及び実践等について調査研究のため アメニティフォーラムへ参加		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	3,080 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	63,850 円	100 %
	そ の 他	17,885 円	100 %
	合 計	84,815 円	100 %
特 記 事 項	交通費；伊丹空港-大津駅@1,540 円×2=3,080 円 その他；参加費 17,500 円+手数料 385 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6 年 2 月 1 1 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち
債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

ご利用控

お取引内容	振込	振込番号	60 062	ご利用年月日	20231205
取込店番号	814	銀行番号	000000	口座番号	
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お取引金額	¥17,500
テスクリヨウ	¥385	お取引後残高	*****		
(03568)					
ご依頼人カクタ トウロウ					
お振込先					
普通					
お受取人 アメニティーフォーラムツツコ ウイソカイ					

いつもご利用いただきありがとうございます。

印刷済申請書

伊予銀行

国100番松山

税務署承認済

領 収 証

2023年12月20日

角田 敏郎

様

金額

¥ 63,850 ※

お支払い方法(クレジットカード)



但し 旅費として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000000201 予約No. [REDACTED]

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号

株式会社 日本交通

代表取締役 光

〒790-0878 松山市勝山町1丁目

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

連絡事業者番号 T4500001003055

担当者印

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 6 年 2 月 1 1 日
支 払 金 額	3, 0 8 0 円
支 払 先	阪急観光バス株式会社 当会旅客鉄道株式会社
使 途 内 容	伊丹空港-京都駅@1,340 円×2=2,680 円 京都駅-大津駅@200×2=400 円
領収書を添付 できない理由	Suica を利用

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎



整理番号	17
日 程	令和 6年 2月8日(木) ～ 令和 6年 2月11日(日)
目 的	国の福祉行政・制度等についての研修 また障害者福祉の実践課題についての研修
訪問先	アメニティフォーラム27 (びわ湖大津プリンスホテル)
概 要 所 見	アメニティフォーラム27 2月9日 ●過去、障害は自己責任＝人に迷惑をかけないように外に出さない ＝家族の責任～問題は自分たちで解決しなければならない →社会の問題として制度で＝我が事として捉えること ●社会の有り様、心の有り様 ●沖縄県に残っている私宅監置の現場(1980年代まで) ●青い空(高次脳機能障害者の施設) 20年先の人が見てあんな支援しないよと思う支援はしたくない ●障害者＝命の尊さを次の世代にどう伝えていくかの問題 ●排除することで不可視化 →見えたら地域社会で生きていけるのか? <u>食べることは生きること</u>＝多職種で取組む給食の現場 ●食卓を囲む＝人と人をつなぐ力 ●もう一度生きる力を取り戻す ●福祉はニッコリだ! ●食を通じて地域とつながる ●心を救ったいつもと同じ味 ●添加物 世界第一多の国(日本) ●日本人らしいものを食べた方がいい(玄米、豆、たまに魚) ●ショート・スリーパーは長生きする ●栄養士会のなかに福祉部会がある 

全国を希望のまちに！ 北九州市 奥田知志（牧師）

●ホームレスの社会復帰＝社会はこのままでいいのか～まちづくりに動き出した

●過小評価はダメ＝人の苦しみは、その人にとってはフルサイズ（100％）＝等身大で受け止める⇔拡大解釈はいけない

●能登支援ボランティアでのこと

女の子に誕生ケーキを＝あの日娘は死んでいたかもしれない

●優先順位、その人が生きる現実（マズローの欲求5段階）

●相談ではつながりません→文化を理解することが重要【日常】

●医師は調子の悪い自分しか知らない【非日常】

●専門職がたくさんいたから解決するものではない

●伴走型と解決型は両輪

●ガードレール型＝安全安心を享受したのは支援者だけ

●セーフティネット型＝落ちない支援ではなく落ちても死なない
死なない程度に失敗できる

●先回り支援はダメ

●ハウスレス＝経済的困窮、ホームレス＝社会的孤立

司法×福祉は次のステージへ

●地域生活定着促進事業～地域共生、多機関協働、機能強化

●一般の職員はわかっていない→県の支援が必要

●法律の位置づけがない

移動から考える未来

●移動＝人の暮らしのため～バリアフリー、助け合い

●2021年 障害児の通学 HPへ

●許可・登録を要しない運送＝ガソリン代のみ（野菜でも可）

●保険・維持費分赤字←自治体補助金（法人からはOK） 24円/km

●バリアフリールートの複数化

●業者側の視点から利用者（障害者）の視点へ

●自分のところには複数の移動手段があって欲しい（選択）

●交通手段の隙間を埋める

●移動支援の課題

①駅の無人化⇔乗務員の業務化（障害者支援）

②高速バスの適用除外→ターミナルはUD化されるが乗れるバスがない

●UD化・・・東京都は利用者が負担@10円～利用者だけでいいのか



- アプリを利用した交通サービスの利用
- 福祉車両 外が見えない
- 航空機 バッテリーチェックに時間がかかる
- 介護保険 移動支援がない＝生活の質
- 公共交通にもっとお金をかけるべき
- あの人の運転がいい＝安心感
- 移動＝単に動くことではない（目的＝行った先で何をするのか）

劇団夢屋「妖怪バリアをやっつけろ」

鼓響アメニティ祭「瑞宝太鼓公演!!!」



2月10日（土）

今年の報酬改定から考える ～地域での暮らしが進むでしょうか



- 措置から契約へ、メニューが増えた、賃上げ（人材不足）
- 論点は①人材確保、②財源確保のアイデア
- サービスの質の確保、利用者視点（辺見厚労省生涯副支部長）
- インクルージョン＝家族・きょうだい支援を含む
- 専門官は専門ではない＝地域のネットワークにつながるのが大事
- 地域移行について
 - ①要となる拠点コーディネーター、地域生活支援拠点【強化】
 - ②緊急時対応に追われている＝家族介護に依存
 - ③意思決定支援への期待と懸念
- 相談支援事業はお金にならない【強化】
 - 緊急にならないような普段のコーディネート活動を評価
- 人材確保

- ①介護は持続的な公共事業（Z世代に合わせた経営）
- ②公務員並みの年収保証、内需拡大
お金持ちにはなれないが、心は rich に
- ③介護保険～移動支援がない→社会の価値観を変える
- ④公費負担から合理的な自己負担もある→あり方を決めていく
- ⑤施設に入ると補足給付で本人にお金が残る
- ⑦スターアップを応援する制度づくり
- ⑧制度をシンプルにする⇔複雑すぎる
～市町村に重箱の隅をつつかせる仕事をさせるのはもったいない
- ⑨地域移行を進めて財源を確保する＝サービスに応じた対価
～サービスは生活を選択するために利用する

当事者と支援者のお金について学ぼう！

- 障害者自立支援法→サービス負担←障害者所得が少なすぎ
- 医学モデル（稼働能力評価）で年金設計→社会モデルへ
- 障害者基礎年金＝資産形成機会に乏しい知的障害者にはそぐわない
い→①本人の収入 up、②支出 down、③収入の不足分を補充
- 障害者年金制度創設時から状況が変わってきている
- 総合的な障害者保障を考えなければならない
- 地域共生社会の実現＝地域で暮らす見通したつ（⇔立たない）
- 企業型確定年金DC・・・お金にも働いてもらう

子どもをど真ん中においた国づくりを！

- 日本は40年後にはなくなってしまうかもしれない
- 最後のチャンス
- ライフステージ毎の重要事項、全体を通じての重要事項
- 子どもたちは権利の主体である
- 幼児期迄の子どもの育ちに関する基本ビジョン
- 子どもの居場所づくりに関する指針
- 児者のシームレス支援・・・特別なニーズ・すべての子ども
- 政治の力＝世の中が変わる
- 離婚した子どもの話を聴く機会⇔母親の利益ばかり、子どもの利益は？→共同養育計画作成・親学習プログラム等の義務化
- 子どもは子どもの中で育っていく
- 価値観を変える→育児・介護参画法、休業法

新しい孤独、新しい貧困。福祉の役目は終わらない 村木厚子

- 人は誰でも一夜にして「支えられる」存在になる
- 必要だったのは①プロの支援、②課題解決、③寄り添ってくれる人
- インフォーマルな支援（家族・友人・同僚）

●「誰かのために」と思える人

●世間も案外、大事＝世間を変えるのも福祉の大きな役割

●心に残った検事の言葉・・・「僕たち正月は案外忙しいんです。」～正月を刑務所で過ごしたい人が多い＝塀の外の方が厳しい

●活躍できる場所、本人の自尊、周りの人とのつながりがないとまた福祉へ戻ってしまう

●自立＝依存しないことではない、

たくさんものに少しずつ依存できること

●相談は難しい～自分の現状に疑問や不満を持ち、言いづらいことを打ち明けてくれる

●コロナが教えてくれたこと

①非正規は真っ先に切られる、②DVは1.5倍、③自殺は急増

●孤独、孤立対策も始まった・・・がまんできるから言わない

●つながることの重要性・・・誰一人取り残さない

鎖は一番弱い輪で切れる

●日本のすべての公的福祉は、JKビジネスのスカウトのお兄さんに負けている。(仁藤夢乃)

●みんな努力しているのに何が足りないのか

→役所として何ができるのか～みんなで何ができるのか

●一カ所に辿り着ければ助かる

●どうやってつながる？

・コバンザメ、犬も歩けば、聞きに行く、飲み会、アメニティ

●地域に目がいつているか

支援者自身がたくさんの「頼る」先を作っているか、豊かな関係づくりができているか

●プロの支援

●JKビジネスのお兄さんに負けない支援

●学び続ける、異なるものとつながる

障害者福祉を職業に選んだすべての人たちへのメッセージ

●先駆的取組みは現場でしか生まれてこない

●予見性＝その先に何があるのか

●厚労省のなかで障害福祉は人気の部署＝フロンティア～旅の途中

●前に進める仕事

●障害者基本法が時代に合わなくなっている

●H23 改正 障害者助成、地域移行が積み残し

●第3者に託するイメージが湧かない＝社会の仕組みが脆弱

●親がいなければ施設に委ねるしかない～地域への安心はない



- なぜ…行動障害のある人は行き場所がない
- 障害者支援法の抜本改正が必要
- この子らを世の光に…基本法の骨格
- 残っている問題 ①安心をつくる、②精神障害者の社会復帰
- アメニティフォーラムが25年間、日本の福祉をリードしてきた
2月11日(日)
- 強度行動障害児に良質な関わりを！
- 残念ながら支援の質の格差が広がっている
- 受入事業所拡大の裏で
 - ①人材養成、②地域支援、③施設整備・人員補助など課題
- 本人の生活リズムや本人の行動に環境を合わせる
- 自分で自分の暮らしを組立てる、余暇の過ごし方を自分で決める
- 超高齢化・人口減少の最中に求められる社会福祉のデザインとは
- 訪問看護ステーション（発達障害に特化した）
- 理念「地域に生きる」の実現
- 支援①説明ができる支援、②個別支援、③対応の統一、④人権擁護
- 人材育成～外部スーパーバイザーによるOJT
- ニーズ増→受けきれない→大阪府コンサルテーション事業
- ただはダメ 8万円/1日
- 研究の第一…組織はどうあるべきか＝公器としての社会的責任
- 人が育ち、組織が育つ…バーンアウトさせない
- 家族がやっていたことを社会がやっていく時代
- 年金はみんながもらう時代
- 人口構成が変わる＝日本社会の大問題
- 高齢者・若者ともに減る＝相手がいなくなる→財源も少なくてよい
- 2040年に向けて、社会保障の方向性
 - ・女性、高齢者、外国人 ・人生100年時代、デジタル化
 - ・85歳対策（2040年は85歳の時代） ・制度や分野を超え、
地域づくりを（我が事） ・全国一律から地域単位の制度設計へ
（地方が考える時代） ・意思決定プロセスが変わった（自分たち
抜きで決めるな!）
- 地域移行の大きな課題は住居
- 若者セッション「本籍は福祉！もっと自分らしく生きるために」
- 情報保障…予算がないので手話通訳はつけられない
 - みんな手話ができれば必要ない
- 福祉の中だけにいると福祉の考え方しかできない
 - 社会化するための別のキャリアが必要
- 境界を壊す

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 6 年 3 月 3 1 日		整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛議員連盟に係る令和5年度年会費			
金 額	1, 5 0 0	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6 年 2 月 1 6 日		

領 収 書

角 田 敏 郎 様

¥ 1, 5 0 0 -

ただし、愛媛県防衛議員連盟に係る令和5年度年会費

上記のとおり領収いたしました。

令和6年2月16日

愛媛県防衛議員連盟

会 長 三 宅 浩 正

愛媛県防衛議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県防衛議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、愛媛県議会議員と県内市町議会議員が連携を図りながら、国防意識の普及・啓蒙を図り、県民と自衛隊の相互理解を深めることにより、自衛隊の健全な発展に寄与し、もって日本と世界の平和と繁栄に貢献するとともに、災害等における県民の安心・安全を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員及び県内市町議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理事	若干名
顧問	若干名
監事	2名

- 2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。
- 4 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。

- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(機関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

(総会等)

第8条 総会は、毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、役員会の決定によって会長が開く。会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員の3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。
- 4 監事会は、監事の要求によって開く。

(経費)

第9条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年12月14日から施行する。

愛媛県防衛議員連盟体制図（新設）

